

令和 2 年 度

第 2 回市町等職員採用試験 受験案内

令和 2 年 7 月 1 日
安房郡市広域市町村圏事務組合

◆館山市長 金丸謙一 ◆鴨川市長 亀田郁夫

◆南房総市長 石井裕 ◆鋸南町長 白石治和

◆三芳水道企業団 ◆安房郡市広域市町村圏事務組合
企業長 金丸謙一 理事長 金丸謙一

第 1 次試験の教養試験は、特別な試験対策が不要な基礎能力を問う試験です。
民間企業志望の方や社会人の方にも、挑戦しやすい試験となっています。

この試験は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団及び安房郡市広域市町村圏事務組合（常備消防機関）に勤務する職員を採用するために行うものです。

〔注〕本採用試験に参加している団体に重複して受験の申込みはできませんので、
ご注意ください。

1. 試験の日時・場所・合格発表

試験	日時	場所	合格発表
第1次試験	令和2年9月20日(日) [受付時間] 8時30分 ～9時20分 [入室着席] 9時40分 [試験開始] 10時00分	館山市立 第二中学校 ※申込状況により 会場を変更する場 合があります。	令和2年10月27日(火) 午前9時に各団体がそれぞれ合格者 の番号を掲示するほか、合格者に通 知します。
第2次試験等	令和2年11月中 各団体において実施します。	各団体による	令和2年11月中旬～12月上旬 各団体がそれぞれ合格者の番号を掲 示するほか、合格者に通知します。

※第1次試験において、荒天等により試験を延期する場合には、安房郡市広域市町村圏事務組合のホームページ(<http://www.awakouiki.jp/>)にてお知らせをいたします。事前にご確認のうえ、試験会場にお越しください。

なお、態度決定が当日の朝となる場合もありますので、ご了承ください。

※団体によっては、第3次試験を実施する場合があります。

2. 採用予定人数・受験資格

市町等	試験職種	採用予定	受験資格
館山市	一般行政職 初級	14人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
		1人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた次のいずれかの要件を満たす者で、学歴を問わない。 (1)身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2)療育手帳の交付を受けていること。 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。 (4)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターにより知的障害があると判定された者であること。
	土木技術職 初級	3人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
	社会福祉士職	2人	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込の者。
鴨川市	一般行政職 初級	2人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
		1人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた次のいずれかの要件を満たす者で、学歴を問わない。 (1)身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2)療育手帳の交付を受けていること。 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。 (4)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターにより知的障害があると判定された者であること。
	保育士職	1人	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込の者。

市町等	試験職種	採用 予定	受験資格
南房総市	一般行政職 初級	11人	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
		2人	昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた次のいずれかの要件を満たす者で、学歴を問わない。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2) 療育手帳の交付を受けていること。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。 (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターにより知的障害があると判定された者であること。
	土木技術職 初級	1人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
	保育士職	1人	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込の者。
鋸南町	一般行政職 初級	4人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
	土木技術職 初級	1人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
	保育士職	1人	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込の者。
	保健師職	2人	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込の者。
三芳水道 企業団	一般行政職 初級	1人	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
	土木技術職 初級	1人	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
安房郡市 広域市町村 圏事務組合	消防職	5人	平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた次のすべての要件を満たす者で、学歴を問わない。 [身体要件] (1) 視力：矯正視力を含み、両眼で0.8以上 (2) 聴力、言語及び運動機能：消防職務遂行上支障のないこと。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。(ただし、受験できる職種もありますので、各団体にお問い合わせください。)
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 受験を希望する団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者。
- (5) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験等とし、第2次試験等は第1次試験の合格者に対して行われます。なお、第1次試験の教養試験は、特別な試験対策が不要な基礎能力を問う試験です。

【第1次試験】

試験職種	科目	出題数	時間	試験の程度等	備考
一般行政職 初 級	択一式一般教養 作 文	60 題 1 題	1 時間 15 分 1 時間	高校卒業程度以上	作文以外の 試験出題分 野は別記の とおり
消 防 職	択一式一般教養 作 文	60 題 1 題	1 時間 15 分 1 時間		
土木技術職 初 級	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(一般教養試験) 高校卒業程度以上 (専門試験) 高校卒程度	
保 育 士 職	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(一般教養試験) 高校卒業程度以上	
保 健 師 職	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(専門試験) 資格免許職	
社会福祉士職	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分		

※試験は、活字印刷文での出題となります。

【別記】教養及び専門試験出題分野

試験職種	出題分野
すべての職種 (教養試験)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
土木技術職 (専門試験)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保 育 士 職 (専門試験)	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 ・障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
保 健 師 職 (専門試験)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
社会福祉士職 (専門試験)	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論

4. 受験手続

(1) 申込書等の請求先

- ① 申込書等は、安房郡市内各市役所及び町役場の人事担当課、並びに三芳水道企業団、安房郡市広域市町村圏事務組合事務局、安房郡市消防本部総務課（館山消防署内）、鴨川消防署、鋸南分署、千倉分署で配付しています。
- ② 申込書等の郵送を希望される場合は、120 円切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封し、受験を希望する団体に郵送で請求してください。（速達を希望する場合は、その必要分の切手を貼付すること。）
- ③ 受験希望団体のウェブサイトにおいて、申込書等をダウンロードすることができます。
※ダウンロードした申込書等をプリントする場合は、A4サイズに限ります。他のサイズでの申込みは受け付けません。

(2) 申込書の提出及び受験票の交付について

- ① 申込書の受付は、受験希望団体の人事担当課（5頁に記載）で行います。申込書及び受験票に写真貼付・必要事項記入のうえ、受験希望団体の人事担当課へ提出し、受験票の交付を受けてください。
- ② 申込書を郵送する場合は、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）、申込書及び受験票を同封し、受験希望団体の人事担当課に郵送してください。
- ③ 受験希望団体名欄の記入方法は、館山市の場合は「館山市」、鴨川市の場合は「鴨川市」、南房総市の場合は「南房総市」、鋸南町の場合は「鋸南町」、三芳水道企業団の場合は「三芳水道」、安房郡市広域市町村圏事務組合（消防職）の場合は「安房広域」と記入してください。
- ④ 障害者手帳等をお持ちの方で、令和2年度第2回市町等職員採用試験に申し込まれる場合は、申込書の「10. 検定・資格・免許等」の欄に「障害の程度（等級）など」を記入してください。また、申込み時に手帳等の写しを提出してください。

〔注〕 本採用試験に参加している団体に重複して受験の申込みはできません。

5. 申込受付期間

[受付期間]

令和2年7月27日（月）から8月11日（火）まで

[受付時間]

平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、**8月11日（火）消印のものまで**受け付けます。受付締切日直前の郵送は、なるべく速達でお送りください。

6. 採用の時期

採用は、令和3年4月1日です。

ただし、資格を有する職種の採用予定者については、令和3年3月31日までに必要な資格を取得できない場合、採用を取り止めます。

また、既卒者については、欠員の状況により合格後ただちに採用になる場合があります。

7. 給与

各職種の給与は、採用団体の給与条例によります。このほか、各職種とも年1回の昇給と通勤手当・扶養手当・期末手当・勤勉手当・時間外勤務手当等、各種の手当があります。

8. 配置

消防職については、採用後千葉県消防学校に入校し、約6か月間の教育訓練を受けます。その他の職種については、採用団体の条例等の規定により配置されます。

9. その他

給与その他の勤務条件、第2次試験等（面接等）の概要、申込手続、受験資格等の詳細は、受験希望団体の人事担当課に直接お問い合わせください。

また、障害があるため、着席位置の指定、車椅子の使用、拡大文字による受験（作文試験は除く）等、受験の際に何らかの合理的配慮を希望される方及び補聴器等を使用される方は、申込み時にあらかじめ申し出てください。

10. お問い合わせ及び送付先

受験資格、受験手続等についての問い合わせ及び提出先

【人事（職員採用試験）担当課】

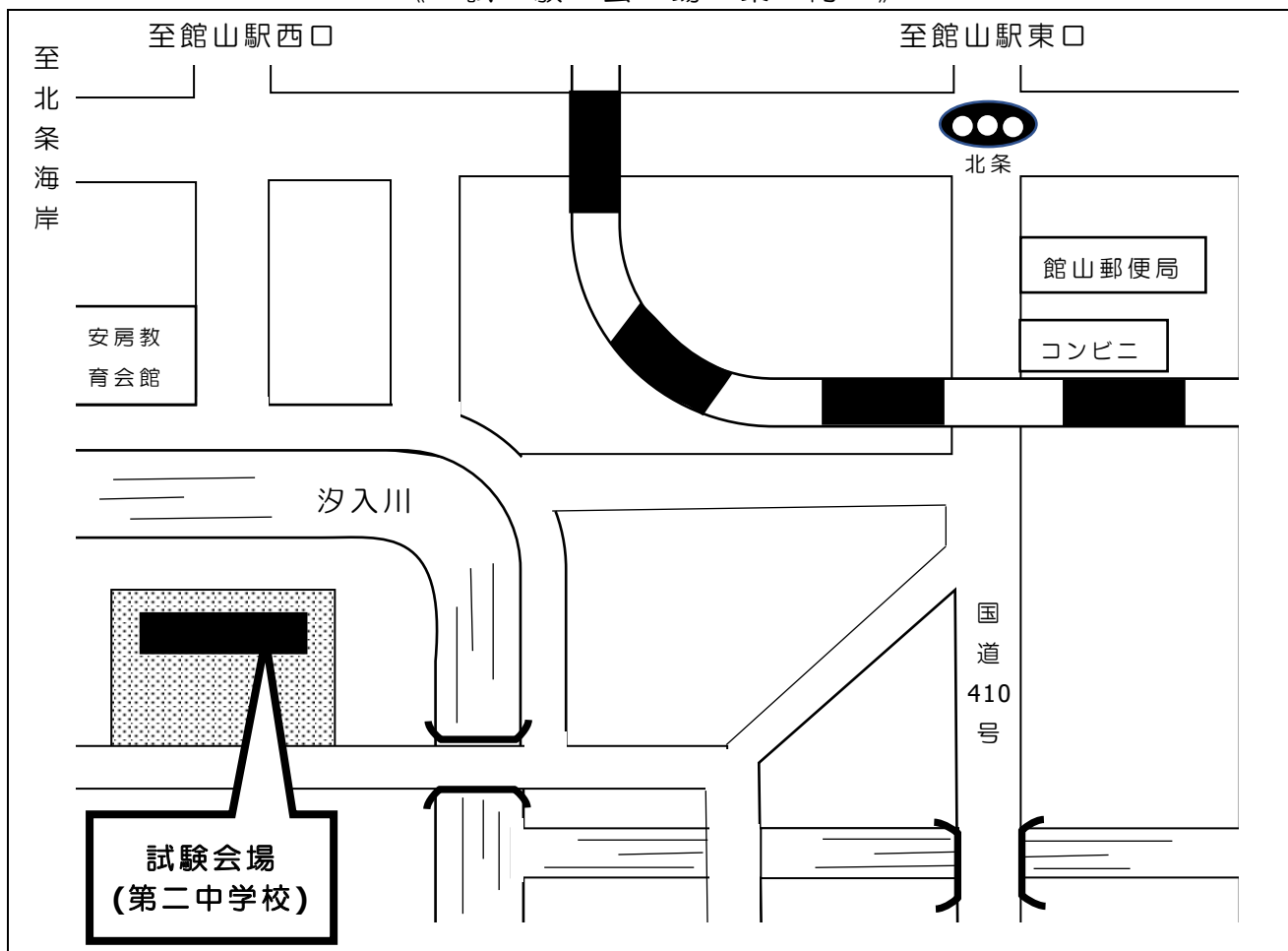
団体名	部署	電話番号	所在地
館山市役所	総務課	0470-22-3953	〒294-8601 館山市北条1145-1
鴨川市役所	総務課	04-7093-7829	〒296-8601 鴨川市横渚1450
南房総市役所	総務課	0470-33-1025	〒299-2492 南房総市富浦町青木28
鋸南町役場	総務企画課	0470-55-4801	〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458
三芳水道企業団	総務係	0470-28-5357	〒294-0045 館山市北条1145-1 館山市役所内
安房郡市広域市町村圏事務組合	消防本部 総務課	0470-22-2902	〒294-0045 館山市北条686-1

※受験案内についての問い合わせ先

安房郡市広域市町村圏事務組合事務局 TEL 0470-22-5633

〒294-0045 館山市北条 420-4

《 試 験 会 場 案 内 》



[試験会場] 館山市立第二中学校 館山市長須賀 136

[連絡先] TEL 090-4072-9873 (試験当日のみ)

- [注]
- ・試験会場への車両の乗入れは禁止します。
 - ・駐車場の用意はありません。電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。
※近隣店舗等の駐車場への駐車は厳禁とします。
 - ・事故等については、一切責任を負いません。
 - ・試験会場である中学校には、問い合わせをしないでください。
 - ・試験の申込状況によっては、試験会場を変更する場合があります。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。

試験当日 に持参 するもの	<p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 写真を貼った受験票 ○ 筆記用具 (HBの鉛筆、良質の消しゴム) ※マークシート用にあまり先の尖っていない鉛筆を用意してください。 ○ 上履き ○ 下足入れ (ビニール袋等) ○ マスク <p>【任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昼食 ※午後の試験に遅刻した場合は受験できませんので、昼食時間の外出はご注意ください。 ○ 水筒又はペットボトル飲料 ※熱中症予防のため、各自で水分補給してください。 ※試験中にカバン等から飲料を取り出すことはできません。あらかじめ机の上に出しておいてください。 ※回答用紙を汚さないよう蓋付きのものを用意し、水滴を拭くハンカチ等を持参してください。
---------------------	--